

障害者政策委員会

ニュースレター(No. 15) 2013.11.15

障害者政策委員会委員 全難聴副理事長 新谷友良

【第8回障害者政策委員会-障害者差別解消法基本方針の議論】

しばらく時間が空きましたが、11月11日第8回障害者政策委員会が開催されました。前回の政策委員会のあと、9月27日に障害者基本計画の閣議決定、10月15日に障害者権利条約の批准案閣議決定・国会上程と重要な動きがありました。

障害者制度改革は、障害者権利条約の批准を目指して当面5年間を目途に改革を進めることとなっていますが、一応条約批准の環境が整ったとして、現在開催中の臨時国会で障害者権利条約が目指されており、会議の冒頭その動きについての報告が外務省からあり、その後障害者差別解消法の基本方針の議論に入りました。

障害者差別解消法は、内閣が差別解消の「基本方針」を作り、それに従って国・地方自治体を対象とした「対応要領」、事業者を対象とした「対応指針」という差別や必要な合理的配慮を記述したマニュアルを作成することを決めています。今回の政策委員会ではこの「基本方針」の策定についての議論がありました。

事務局より提案のあった「基本方針」の構成イメージは①障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向、②行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項、③行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項、④事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消

するための措置に関する基本的な事項、⑤その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項、となっています。また、作成スケジュールは「半年間を目途に」と事務局から説明がありましたが、「早すぎる」、「短すぎる」など様々な委員意見が出ました。

「基本方針」の内容については、委員より多くの意見が出ましたが、議論をもっと深めるために、各委員の意見を文書で次回の政策委員会(12月13日予定)に提出することになりました。その後、障害者団体やその他の団体・有識者へのヒアリングが実施が予定されています。今回の委員会は、各委員の日頃考えているところが自由に発言されたのですが、新谷よりは、「解消法の第5条に規定されている基礎的環境整備についての基本方針への書き込み方」と「労働雇用分野での労政審議会の研究会の議論と政策委員会の議論との関係」の2点について意見を出しました。新谷は、障害者に対する差別の禁止は①不均等な取扱い・差別の禁止、②合理的配慮の提供、③基礎的環境整備、そして④障害・差別についての社会の意識向上、の4点セットで進められるイメージを持っています。そしてそれが試される最大の分野が労働・雇用と考えています。

なお、「基本方針」の議論に加えて、内閣府で「障害を理由とする差別について考える地域フォーラム」開催の説明がありました。予定では12月後半から3月後半にかけて全国10か所で開催が予定されています。